

相模原市監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、市民局市民活力推進部各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年12月10日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成21年12月10日

2 監査の対象及び方法

この監査は、市民局市民活力推進部各課・機関において、平成21年度（平成21年9月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 市民協働推進課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
(斎場)
- ウ 斎場使用料の徴収に関する事務
- エ 各事業の支出に関する事務

(2) 文化国際課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
(相模原市民ギャラリー)
- ウ 相模原市民ギャラリー使用料の徴収に関する事務
- エ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画推進センター使用料の徴収に関する事務
- イ 各事業の支出に関する事務

(4) 市民相談課

- ア 各事業の支出に関する事務

(5) 戸籍住民課

- ア 証明閲覧謄本手数料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 消費生活課

- ア 各事業の支出に関する事務

(7) 橋本出張所

- ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務

- イ 出張所等維持管理費の委託料の支出に関する事務
- ウ 出張所等維持管理費の使用料及び賃借料の支出に関する事務
- (8) 上溝出張所
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
- (9) 城山市民課
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 各事業の支出に関する事務
- (10) 藤野市民課
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 各事業の支出に関する事務
- (11) 津久井町地域自治区事務所
 - ア 各事業の支出に関する事務
- (12) 相模湖町地域自治区事務所
 - ア 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

- (1) 戸籍住民課の証明閲覧謄本手数料の徴収に関する事務を調査したところ、自動車臨時運行許可に係る事務において、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条で臨時運行許可の有効期間の満了後から5日以内に返納しなければならないと規定されているが、期限後の返納が散見されるとともに、未返納者に対して督促、催告等を実施しているものの、未返納者が累増している現状が見られた。臨時運行の許可を行う際の返納指導の徹底と未返納者対策を引き続き強化されたい。

また、亡失等での臨時運行許可番号標の失効を明らかにするため、自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和45年相模原市規則第35号）第7条では、臨時運行の許可を受けた者から「臨時運行/許可証亡失/許可番号標亡失（き損）/届（第2号様式）」を受理したとき、又は臨時運行の許可を受けた者の居所不明により番号標が回収できないときは、当該番号標番号の失効を告示し、その写しを所轄の自動車検査登録事務所長及び警察署長に通知するものとされているが、平成15年度以降、規則に則った当該事務処理がなされていない。

自動車臨時運行許可に係る事務処理については、道路運送車両法及

び自動車の臨時運行許可に関する規則の規定に基づき、告発等を含めた事務処理マニュアルの作成、返納指導等の事務処理体制の見直しと強化を図り、的確・適正な事務の執行に努められたい。

(2) 市民局市民活力推進部各課・機関における財務に関するその他の事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。